

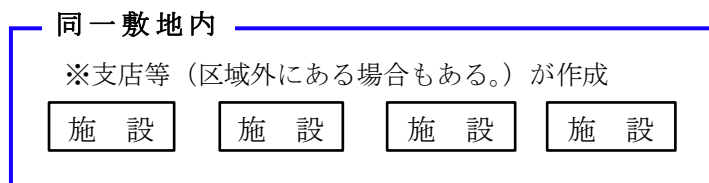
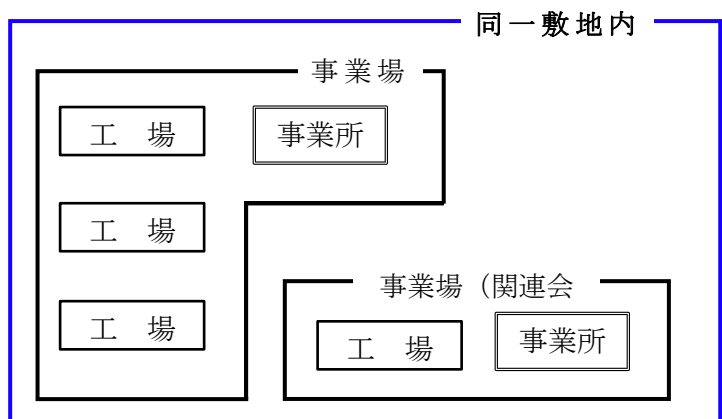
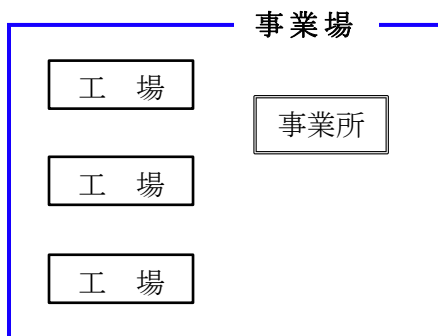
製造業等の方

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画等を作成することを基本とします。多量排出事業者に当たるかどうかは事業場ごとに判断してください。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者該当するかどうかを判断してください。この場合には、処理計画等の作成はそれら区域内の施設を管轄している支店等が行うこととしてください。



処理計画等作成単位



出典：多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）